

タブレット端末導入計画（中間まとめ案）

1 タブレット端末配付対象議員

全議員とする。

2 タブレット端末に配信（ペーパーレス化）する資料

導入後、原則1年間は試行期間とし、試行期間中は全ての資料をタブレット端末に配信することにあわせて、紙資料も配付する。

なお、試行期間については、試行の状況により適宜見直すこととする。

3 タブレット端末

(1) 機種

セキュリティーの優位性に鑑み、「iPad」を基本とする。

(2) 画面の大きさ

2種類の大きさ（10.5インチと12.9インチ）のいずれかを、使用者が選択する。

4 資料閲覧等ソフト

次の機能を備えたソフトとする。

(1) 全端末への指定ページ表示機能（同期機能）

(2) 一つの画面に、複数の資料を表示させる機能

5 通信サービス

(1) 事業者

災害時などにおいても安定した通信サービスが使用できる「MNO事業者（移動体通信事業者。「三大キャリア」など）」とする。

(2) 高速通信の使用上限

端末1台当たりで定める。

全端末では使用上限を定めない。